

令和3年度 横越小学校における『いじめ防止基本方針』

新潟市立横越小学校

いじめは決して許されないことです。横越小学校では、国や市の基本方針や理念を受け、いじめはどの学校にも、どの学級にも、どの子にも起こりうるという認識に立ち、いじめの防止に徹底して取り組みます。

1 いじめ予防と早期発見・早期解決に向けた方策

(1) 児童の多面的な理解と早期発見

- ① 全職員は、全児童に積極的に関わり、児童の多面的な理解に基づき信頼関係を築く。
職員間での児童理解の場として、年3回の「児童情報交換会」や毎週1回「情報交換タイム」を設け、情報の共有化と対応の共通理解を図り、いじめの早期発見・早期解決を行う。
- ② 必要に応じて、「いじめ対策委員会」や「いじめミーティング」を開催し、積極的な情報収集及び解決策を実行する。

(2) 情報の蓄積化

- ① 「児童情報交換会」や日々の生活指導上の問題やその対応等を学年毎に蓄積（記録）し、小学校6年間を通じた児童の人間関係を把握し、発達段階を踏まえた児童理解を行う。
- ② 小・中学校連携として、蓄積（記録）した情報を中学校に引き継ぎ、卒業後の安定した人間関係づくりや児童理解に生かす。

(3) 学校生活アンケートと教育相談の実施

- ① 全校児童を対象に、年3回の「学校生活アンケート」と年2回の「教育相談」を実施する。児童一人一人が抱えている友達との問題把握とその対応を行う。（アンケート原本は児童の卒業時まで、まとめた資料は卒業後5年間保存）
- ② 学級担任及び関係職員は、児童一人一人の話を丁寧に聴き取り、児童の目線に立って心情を把握し、些細なことを見逃すことなく、きめ細かな対応を行う。
- ③ 「学校生活アンケート」に記述があった子どもへの聴き取りや対応を学級担任が確実にを行い、把握した内容を一覧表にまとめる。学級担任⇒学年主任⇒生活指導主任の順にアンケート及び一覧表を確認し管理職に報告する。報告を受け、全学級の状況を管理職が最終確認する。

(4) インターネット等によるいじめの防止対策

- ① インターネット等によるいじめの防止のために、県警サイバー対策室や県警本部少年課少年サポートセンター等の関係機関との連携を図り、ネット犯罪の実態や適切な利用について児童や保護者に啓発活動を行う。
- ② 不適切な利用によりいじめ等が生じた場合は、「いじめ防止対策推進法」や教育委員会等の関係機関の指導を受け、迅速かつ丁寧な対応を行う。

2 いじめ防止及び対策に係る組織

(1) いじめ対策委員会

いじめ防止等の対策のための組織を設置し、学校全体で取り組む体制づくりを推進する。

- ① いじめの防止等に関する取組について協議し、いじめをさせない・見逃さない対策を作る。
- ② いじめと思われる事態が生じた場合は、迅速に事実確認と問題解決の協議をし対応する。
関係する児童への丁寧な聴き取りや人権に十分配慮した関わりを行い、事態の収束に向けて適切な対応に徹する。安定した状況となっても事後の経過観察を継続的に行う。
- ③ 構成員は、原則として、校長・教頭・生活指導主任・当該学年主任・学級担任の他に、必要に応じて、教務主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー等が加わる。

(2) 横越小・中学校区いじめ防止連絡協議会

横越小・中学校区の学校・保護者・地域の代表等が中学校区全体のいじめ防止等への取組について協議し、地域全体で子どもをいじめから守る取組の充実を図る。

- ① 小学校及び中学校における児童生徒のいじめ等に関する実態やいじめ防止等に係る取組につい

て、情報交換を行い、現状の把握や対策の共有を図る。

- ② 構成員は、原則小学校PTA 会長、中学校PTA 会長、小学校の校長・教頭・生活指導主任、中学校の校長・教頭・生徒指導主事・地域の関係者等とする。

3 保護者・地域・関係諸機関等との連携

(1) 保護者・地域との連携

- ① 定期的に生活指導便り「風の子の生活」を発行したり、年2回の「個別懇談会」等を実施したりして、いじめに対する取組を地域・保護者に伝える。
- ② 保護者や地域からの情報には丁寧に対応するとともに、学校からも必要な情報を提供するなど、いじめの防止・対策を家庭・地域と一体となって推進する。
- ③ 全学級でいじめ防止・人権にかかわる「道徳」授業を保護者に公開し（年1回以上）、啓発を図る。

(2) 小学校・中学校との連携

一小一中学校という横越の地域の強みを生かし、児童生徒に関して定期的（年3回程度）及び日常的な情報交換を行うなど、義務教育9年間を見据えた取組を推進する。

(3) 関係諸機関等との連携

いじめと思われる事態が生じた場合は、必要に応じて、教育委員会、区健康福祉課等の関係機関に速やかに報告し、指導・助言を受けたり連携したりして、収束に向けて適切に対応する。

いじめの定義(国)

「いじめ」とは、児童などに対して、当該児童等が在籍する学校に在籍しているなど当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法」より抜粋

1 学校及び学校の教職員の責務

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

2 保護者の責務

- (1) 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。
- (2) 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。
- (3) 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。
- (4) 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

基本理念(新潟市)

いじめは、どの子どもにも起こりうる、深刻な人権侵害であることを認識し、子どもたちが互いに認め合い、支え合い、高め合う人間関係を築くことができるよう、学校、保護者、地域が互いに信頼関係を構築し、それぞれの役割を自覚して、いじめのない社会の実現に向けて取り組む。